

契 第 97 号  
令和3年11月18日

建設関係課長 様

契約検査課長  
(建設工事監理室)

令和3年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る  
主任技術者の専任及び現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いについて（通知）

このことについて、今後、災害復旧工事の本格的な発注が見込まれることから、当面の間、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

#### 記

1. 主任技術者の専任に係る取扱いについて  
別紙1のとおり
2. 現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて  
別紙2のとおり  
「現場代理人の常駐義務の緩和に関する運用の一部改正について」（令和2年10月1日付け契第85号）の通知の緩和
3. 適用対象  
令和3年12月1日以降に松江市が入札公告及び指名通知する工事から適用。  
なお、適用日以前に松江市が発注した工事については、発注者の判断とする。  
(建築関係工事は適用の対象外)

※本取扱いを廃止（もしくは変更等）する際は、別途通知する。